

平成 22 年 3 月 25 日

広島市議会議長

藤田博之様

提出者

広島市議会議員

山田 春男 太田 憲二

米津 欣子 沖 宗正 明

中原 洋美 清水 良三

「非核三原則」の法制化を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

} あて

広島市議会議長名

「非核三原則」の法制化を求める意見書案

3月9日、外務省のいわゆる「密約」問題に関する有識者委員会が岡田外務大臣に調査報告書を提出しました。

この報告書によれば、政府は、核搭載艦船が事前協議なしに寄港することを事実上默認していたとされています。

このことは、我が国はである非核三原則を骨抜きにするものであり、人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験し、この悲劇が再び起きることがないよう、一貫して核兵器の廃絶を訴え続けてきた広島市民として、強い憤りを覚えます。

昨年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、核兵器廃絶に向けた世界的な流れが加速する中で、広島市民の悲願である核兵器の廃絶を早期に実現するためには、今こそ、我が国が唯一の被爆国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすことが求められています。

そのためには、「非核三原則」の法制化を図り、国内外に国家としての意思を明確に示すことが必要です。

よって、国会及び政府におかれでは、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて、唯一の被爆国である我が国に寄せられる期待の大きさを踏まえ、「非核三原則」を早期に法制化していただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。